

日本労働年鑑 第55集 1985年版
The Labour Year Book of Japan 1985

第二部 労働運動

XIV 政党

3 日本社会党

4 政策・方針

八四年度運動方針

第四八回定期(続開)大会で採択された運動方針は、「大衆増税、公共料金値上げ、福祉切り捨て、軍拡に反対し、野党の結束で、景気回復、生活安定、政治の改革をすすめよう」をスローガンに、「与野党伯仲下の党の姿勢、政策、活動を総点検し、今日の政治状況を与野党逆転につなげるために全党の努力をそそいでいく」ためのものとなっている。

運動方針は、中曽根内閣にたいして「依然として金権・腐敗、田中支配の構造を温存」し、「困難な問題をことごとく国民生活の犠牲に転嫁し、そのうえアメリカの圧力を受けて軍事同盟強化、軍事力増強を急いでおり」、「基本的には総選挙の結果に反省する気配は全く見られ」ないとし、「国民の批判を浴びた体質や施策、それに権力になりふりかまわずしがみついている中曽根内閣は、まさに「不安定多数」の矛盾をはらんだ政権であり、強引な態度をとればとるほど危機を深めるしか」ないとの評価を与えた。また、他党については、「国民意識の多様化と変容に直面して、各党ともそれぞれ既成の発想法や行動様式の限界を自覚し、それぞれの基盤強化の道を探求しています」と述べつつ、とくに自民党による「草の根保守」からの組織再編、大衆化の努力や「各級選挙で立候補者の積極的な若返りをはかるなど」のそれなりの「脱皮」に言及しているのが目につく。中道諸党にたいしては、「この際、野党連合再構築のためにも、まず社公中軸の恒常的關係樹立に大胆に踏みきることが求められている」として、公明党との関係修復に意欲を示している。これとは対照的に、民社党については、「総選挙で前進したにもかかわらず、今後の政治選択で動揺する気配を見せている」と述べて一定の警戒心をあらわすなど、公・民両党への態度にはかなりの違いが生まれている。また、共産党については、「反自民に結集した野党陣営をも攻撃する独善的態度をとり、与野党のケジメもつけない無謀な中傷を行な」ったとして、「反省を求め」ている。

「八四年度の運動の目標」では、(1)内需の拡大によって景気回復をはかり、国民負担を軽減してゆとりある生活を保障し、同時に国際経済摩擦の解消に努めます、(2)政治倫理の確立と国民行革の推進に努め、政治にたいする国民の信頼回復をはかります、(3)反核・軍縮の立場から、とめどない軍拡に歯止めをかけ、平和・文化を創出し、国際連帯を進めます、の三本柱を提起した。また、「ニュー社会党」への脱皮をめざした党改革として、(1)大都市問題への取り組みを強め、これと協力する「大都市問題プロジェクト」を存続し、大都市政策の充実をはかる、(2)全党的課題として「市民相談活動」に取り組み、全組織が「一日総行動日」を設定してこれを完遂し、常設機関となった「宣伝会議」を活用する、(3)「平和経済計画会議」と連携し、内外の社会、経済、文化、労働の研究のための総合的なシンクタンクづくりに取り組む、(4)「八〇年代路線」と「社会主義の構想」の全党的な学習活

動を展開し、「綱領」と「道」の調整のために、「綱領等にかかわる党基本問題検討委員会」を設置して処理方針を決める、(5)機動的運営をはかるために必要な機構を設け、書記局代表参加のもとに改善をはかる、(6)結党四〇年記念事業を企画・準備し、党新生のステップとして成功させる、の六点が打ち出された。なお、第二部各局活動方針の「労働運動 5、労働戦線統一と共闘の拡大」はつぎのようになっている。

【労働運動 一、重点課題 5、労働戦線統一と共闘の拡大(全文)】

5、労働戦線統一と共闘の拡大

(1) 労働戦線の大同団結、官民の全的統一を支持し、協力していきます。

労働運動の政策要求運動が大きく前進していることを背景に、全労働者共通の政策要求実現のために、労働四団体および全民労協と協力して闘っていきます。そのため、労働四団体に準じて全民労協に対応し、連携協力していきます。

全民労協としては、政党との支持協力関係はもたないが、党が、中央・地方で積極的に政策協力などを行なうことによって、各単産との支援・支持の可能性が拡大する傾向にあるので、幅広い連携協力を促進していきます

(2) 統一労組懇の分裂行動の阻止

統一労組懇は、共産党指導のもとに、春闘その他の大衆運動の分裂行動を繰り返し、労働戦線の組織的分裂を助長する危険性さえ含んでいます。

党は、統一労組懇の中央・地方における分裂行動に対して厳しく批判していき、統一労組懇が行なう陳情、請願、各級議会对策、対当局交渉、集会への党代表や議員の派遣など連帯、支援、協力は行なわないこととします。

統一労組懇加盟単産が、統一労組懇の方針と関係なく、党に要請し、その内容が党の政策、方針と一致するときは、弾力的に適宜対応することとします。地方における統一労組懇対策は、県評、地区労、党員協などと、密接に連絡、協議して対処することとします。

「パート保護法」の提出

八三年一〇月七日、社会党は「パートタイマー等不安定雇用労働者保護法案」(「パート保護法」)を国会に提出した。法律は、「パート・タイマー等の不安定雇用労働者が、人たるに値する生活を営むための必要を充たすため、雇用、労働条件、福利厚生、各種保険制度の適用等、諸条件の保護・向上をはかること」を目的とし、「短時間労働者を一般労働者とする努力義務」「短期労働者または短時間労働者に係る職業訓練」「同一労働・同一賃金の原則」「格付け等同一の原則」「休暇等同一の原則」「短時間労働者の所定労働時間外の労働および休日労働の制限」「社会保険の適用の拡大」などが規定されている。なお、詳細は『社会新報』一〇月一四日付参照。

平和保障政策

社会党は、八三年一一月三日、総選挙に向けての「平和保障政策」の最終案をまとめ、一一月一三日、「非武装中立をめざす平和のためのプログラム」を発表した。これによれば、第一段階の「当面の課題」として、反核、軍縮外交を推進しつつ、(1)非核三原則の順守と日本非核武装宣言、(2)軍事費の現状凍結などの短期政策を講じ、第二段階の「平和保障の推進」では、非同盟・中立外交の展開を軸に、(1)日米安保条約の「解消」と同時に中立宣言をおこなう、(2)関係諸国と平和・友好条約を締結し、日・米・中・ソ・朝など関係諸国からなる集団的または個別的アジア平和保障体制をつく

るなど、国際環境の整備に重点をおき、第三段階の「非武装中立の実現」では、自衛隊を縮小しつつ、最終的には「非武装宣言」を世界各国に通告して自衛隊を解体するとし、そのすすめ方については、(1)国民世論の動向、(2)平和中立外交の進展の度合い、(3)連合政権の安定度、(4)自衛隊の掌握度の、いわゆる「石橋四原則」を勘案するとされている。この政策は石橋構想やこれまでの社会党の外交・防衛政策を整理してまとめたもので、「非武装中立」を究極の目標としてそれに至る短期・中期・長期の三段階構想を打ち出した点、日米安保条約の「解消」は第二段階、自衛隊の解体は第三段階の課題とし、社会党政権の下でも短期的にはいずれも存続することを公式に初めて明確にした点などが、注目される。

八四年度予算編成についての社会党の態度

一月一五日、社会党は「一九八四年度予算編成に対するわが党の態度」を発表した。このなかでは、(1)「経済成長のため、特例国債の急減を避けるとともに『建設国債』を活用する」と述べて、「赤字国債」発行の容認を示唆したこと、(2)「防衛費」について、「今年度当初予算額(二兆七五四二億円)と同額とする」として、前年までの「削減」ではなく「凍結」の方針を打ち出したこと、などが注目された。

その他の政策

以上のほか、社会党が八三年七月以降の過去一年間に発表した主な政策・声明・党見解はつぎのとおりである。いずれも『政策資料』に収録されており、カッコ内がその号数および発行年月である。

(1)昭和五八年産生産者米価決定に関する党声明、(2)行革大綱にたいする見解、(3)第九回先進国首脳会議(サミット)をめぐるわが党の主張と要求(以上二〇三号、八三年八月)、(4)臨調行政改革推進審議会意見書に対する見解(二〇四号、八三年九月)、(5)党声明、(6)当面の国民のための行財政改革推進について、(7)通信衛星の自衛隊による利用について、(8)自由貿易体制の維持・強化に関する見解と提言、短期労働者および短時間労働者の保護に関する法律案(以上二〇六号、八三年十一月)、(9)清潔・公正・平和の政治と新しい質の経済成長、(10)暮らせる年金制度の実現をめざして、(11)民主・公正・効率の行政改革、(12)社会的規制のもとでの技術革新、(13)人間性の豊かな開花をめざす教育・文化政策、(14)婦人のくらしと権利、平等の実現をめざして、(15)食糧の安定確保と安全食糧の供給のために、(16)金権政治の根を絶つために、(17)自民党の電電公社改革案にたいする批判とわが党の態度、(18)政府の「所得減税案」にたいする党の見解(以上二〇七号、八三年一二月)、(19)党声明、医療保険の改悪を阻止し、医療効果を高めるとりくみの提唱、(20)景気浮揚と安定した成長のために、(21)ME技術導入に関する三つの原則・五つの課題、(22)農産物の「輸入自由化枠拡大に反対し、農業の体質強化のために、(23)点数中心の教育を改め、のびのびとした教育の実現を、(24)国民のための行政改革、(25)小規模零細事業従業員の労働条件向上のために、国民のライフ・サイクル(生活設計)の保障のために、(26)国民のための文化政策の推進、(27)景気回復と国民生活向上の予算編成を求める、(28)声明(以上二〇八号、八四年一月)、(29)政府の医療保険制度改革案の問題点と党の態度(案)、(30)政府の年金改革にたいする社会党の年金改革の構想(案)、(31)郵政省の電電公社改革「骨子」案にたいするわが党の見解(以上二一一号、八四年四月)、(32)たばこ・塩専売事業の具体的改革事項、(33)電電公社改革にたいする郵政省案の基本的問題点とわが党の見解、教育改革に対する党の態度と新たな審議機関設置についての提案、(34)貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律案、(35)出資の受入れ、預り金および金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律案、(36)原子爆弾被爆者等援護法案要綱(以上二一二号、八四年五月)、(37)雇用の分野における男女の均等な機会、及び待遇の

確保を促進するための関係法律案(仮称)要綱(案)と問題点、(38)地方税法等の一部を改正する法律案に対する修正案の提案理由説明及び修正案要綱、(39)「日本原子力船研究開発事業団の解散に関する法律案」の提案にあたって、法案要綱及び法律案、(40)外国人登録法の一部を改正する法律案提案趣旨説明、改正案要綱および法律案(以上二一三号、八四年六月)、(41)ロンドンサミットについての見解、(42)過大規模学校分離促進のための法案、(43)いわゆる、マイナス・シーリング方式の転換を求める、(44)社会党の年金改革構想(第三次案)、(45)刑事訴訟法の一部を改正する法律(案)(以上二一四号、八四年七月)

日本労働年鑑 第55集 1985年版

発行 1984年12月15日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年8月21日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1985年版(第55集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
